

春休みを安全に過ごすために

岸和田市立野村中学校 生徒指導部

自主的・自立的な生活を送るために

- 規則正しい生活を送ろう。特に就寝・起床の時刻を守ろう。
- 家の手伝いを積極的にしよう。(食事の後片づけ・お風呂の掃除など)
- 計画を立てて、学習に取り組もう。(休み中に弱点を補強しておこう)

健康で安全な生活を送るために

- 暴飲暴食をしない。(食中毒にも注意しよう)
- 交通ルールを守ろう。(特に自転車の乗り方)
- ◎新型コロナウイルス感染防止のため、不要不急の外出はしない。

問題行動防止のために

- 夜遊びをしない。
- 喫煙、飲酒などをしないさせない。(自分の事はもちろん、友達にも注意しよう)
- 迷惑をかける行為をしない。(大声で騒ぐ、ゴミを捨てる、大勢でたまる等)
- 薬物・危険ドラッグ等に一切関わらない。(中高生の使用が問題となっています)
- スマホ・インターネットの使い方に注意する。



野村校区「みんなのスマホルール」

- の・・・ノータッチスマホ、夜10時から。
- む・・・無断で課金は、ダメ、ゼッタイ。
- ら・・・ラインやツイッターより言葉のキャッチボール
- こ・・・個人情報には載せない、教えない。
- う・・・動きながらのスマホ禁止。
- く・・・悔やむ前に保護者に相談。

※ 何かあったら学校に連絡しよう。(危険にまきこまれた・学習方法・悩みがある)
また、校外で被害を受けるようなことがあれば、警察にも届け出ましょう。

岸和田警察 TEL 4 3 9 — 1 2 3 4
 野村中学校 TEL 4 3 6 — 3 1 5 6
 子ども相談ダイヤル TEL 4 2 6 — 1 0 5 2
 Eメール kodomo-net@center.kishiwada.ed.jp

保護者のみなさまへのお願い

平素は学校教育に御理解・御協力頂き、誠にありがとうございます。不測の事態によりかなり前倒しになりましたが、新年度に向けての準備をする春休みが始まります。この休業を子どもにとって有意義なものにする為にも、子どもの様子に注意を払って頂きます様、お願い申し上げます。

また、平成18年2月1日より、大阪府青少年健全育成条例が施行されました。保護者の方にも子どもを夜間に外出させないという「努力義務」が課せられました。概略を以下に示しておきますので、左記の事も含めて御家庭でも子どもと話し合っておいて下さい。

○夜間に外出させない努力義務(条例第25条)

保護者には、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出されないようにつとめなければなりません。

対象となる青少年の区分	外出させてはならない時間帯
● 16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
● 16歳以上18歳未満	午後11時～翌日の午前4時

○夜間の連れ出し等の禁止(条例第30条)

何人も、保護者の承諾等を得ずに夜間(上記の時間帯)に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。

(電話、メール等での呼び出しによる場合も含まれます)

次は運営施設に罰則が科せられました。これに違反すると運営施設が罰せられます。

○夜間営業を行う施設への立入制限(条例第24条)

遊技場(ゲームセンター)*、ボーリング場、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェの営業者は、夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはいけません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
● 16歳未満の者	午後7時～翌日の午前5時
● 16歳未満の者で保護者同伴の場合	午後10時～翌日の午前5時
● 16歳以上18歳未満の者	

※保護者同伴の有無に関わらず、16歳未満の者を午後7時以降立ち入らせてはなりません。

以上の概要を示しました。御理解・御協力の方よろしくお願いたします。